

石岡市いじめ防止基本方針

平成26年10月

石岡市教育委員会

(令和2年4月改訂)

目 次

◇ はじめに	1
I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 基本理念	
II いじめの防止等に向けた方針	2
1 石岡市いじめ防止基本方針の策定	
2 石岡市が実施する施策	
III いじめの防止等に向けた取組	5
1 石岡市における取組	
2 学校における取組	
3 家庭における取組	
4 関係機関の取組	
5 地域の取組	
IV いじめへの対処に関する取組	7
1 石岡市における取組	
2 学校における取組	
V 重大事態への対処	8
1 石岡市における取組	
2 学校における取組	
VI 取組の評価・検証	8
資料 1 石岡市いじめ防止等に係る関係機関(学校サポートチーム)組織図	9
資料 2 組織の設置イメージ	10
資料 3 石岡市いじめ問題対応等フロー図	11

◇ はじめに

石岡市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」といいます。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）及び「石岡市いじめ防止対策推進条例」（令和2年3月18日石岡市条例第6号。以下「条例」といいます。）の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や、地域・家庭・関係する機関及び団体との連携等、一層の取組の強化を図ることを目的として策定するものです。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。

本市では、この「市いじめ防止基本方針」に基づき、学校や関係機関等をはじめ、市全体でいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。）に取り組み、すべての教育活動において、子どもの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層推進していきます。

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

* 以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

2 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識の下、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会や生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

II いじめの防止等に向けた方針

学校を指導・支援する立場にある教育委員会は、学校を管理監督する役割と責任を自覚し、主体的に解決を目指す姿勢が必要である。また、学校とともに考え、学校の対応力を強化することも重要である。

いじめの問題は、学校だけの問題ではなく、家庭や地域、関係機関等、市全体で

解決していかなければならない問題であると捉え、教育委員会がリーダーシップをとり、いじめの防止等の取組の充実を図る。

1 石岡市いじめ防止基本方針の策定

市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を踏まえながら、条例第10条に基づき、基本方針を策定するものとする。

基本方針に基づくいじめの防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の見直しを図っていく。

2 石岡市が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

ア 石岡市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項及び条例第18条第1項の規定に基づき、「石岡市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。（令和2年4月1日施行）

本連絡協議会は、児童等の保護者、法務局の職員、児童相談所の職員、警察署の職員、学校の教職員、市の職員等の関係者で構成する。

イ 石岡市いじめ問題対策委員会

市教育委員会は、石岡市いじめ問題対策連絡協議会との連携の下に「石岡市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項及び条例第19条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「石岡市いじめ問題対策委員会」を設置する。（令和2年4月1日施行）

本委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合は、その調査組織を兼ねるものとする。よって、本委員会は、法律、心理、医療、福祉、教育等についての専門的な知識及び経験を有する者（弁護士、精神科医、大学教員等）で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができないものとする。

本委員会は、本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問を受けて調査を行う。

ウ 石岡市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査を実施するため、市長は条例第20条第1項に基づき、「石岡市いじ

め問題再調査委員会」を設置する。（令和2年4月1日施行）

本委員会は、法律、心理、医療、福祉、教育等についての専門的な知識及び経験を有する者（大学教授、弁護士、臨床心理士など）で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができないものとする。

本委員会は、市長の諮問を受けて調査を行う。

※なお、イ、ウの各委員会の調査対象は、原則として、いじめ、体罰、学校管理下の事故により重大事態となった事案とする。

（2）いじめの未然防止に関すること

ア 人権感覚や意識の高揚を図るために、教職員の研修の充実を図る。

イ 全ての学校で児童生徒の主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」を推進する。

ウ いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップ等の開催を推進する。

エ スクールカウンセラー等を活用した、いじめを生まない家庭教育フォーラムの開催を推進し、いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。

オ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。

カ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を推進する。

キ 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実及び体験活動等の一層の推進を図る。

ク 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話し合い活動の活性化を図る。

（3）いじめの早期発見に関すること

ア 各学校で年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。

イ 市教育委員会におけるいじめに関する通報及び相談等の窓口について明確にする。また、市教育委員会以外の相談機関などについても児童生徒、保護者、教職員等へ周知を行う。

ウ 児童生徒の発するいじめのサインに気付き、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ対応マニュアル」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。

エ インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆる「ネットいじめ」が発見された場合には、関係機関、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

(4) いじめ事案への対処に関すること

- ア いじめが発生した学校に対して、教育委員会から指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、校内いじめ問題対策会議等への参加、関係機関等との連携など、必要に応じて支援・助言・指導を行い、いじめ問題の早期解決に向けてサポートする。また、当該いじめへの対処について必要な調査を行う。この調査については、必要に応じて「対策委員会」を活用する。
- イ いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、その子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめを行った子どもの出席停止の措置を行ったときは、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、その子どもの立ち直りを支援する。
- ウ 学校におけるいじめの防止等に関する研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

Ⅲ いじめの防止等に向けた取組

1 石岡市における取組

- (1) いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のための対策（以下、いじめの防止等の対策とする）に関係する関係機関等が連携を図るために設置された「石岡市学校サポートチーム」の機能を最大限生かすことにより、本市におけるいじめの防止等の対策に向けた取組を推進する。
- (2) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度又は救済制度等についての広報や啓発を行う。
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図る。
- (5) いじめの防止等の対策に関わる研修を企画し、実施する。
- (6) 学校が実施するいじめの防止等の対策のための活動を積極的に支援する。
- (7) いじめの防止等の対策に係る学校課題の解決を図るための支援を行う。

2 学校における取組

- (1) 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、学校を挙げていじめの防止等の対策に取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送ることが学力向上などの教育目標の実現につながるという理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 校長は、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総

合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめの防止等の対策に取り組み、一層の充実を図る。

- (4) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」に、生徒指導主事等のいじめの担当者を置き、校長の指示の下、いじめの防止等の対策の連絡、調整にあたる。
- (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- (7) 「学校いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努める。
- (8) 全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (10) いじめの防止等の校内研修を企画し、実施する。
- (11) 児童生徒自身がいじめの問題性に対して、気づき・考え・防止に向けて行動を起こせるような取組を推進する。
- (12) 児童生徒は、いじめられても抵抗できないことやいじめに遭遇しても制止できない場合が多いことに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を推進する。
- (13) いじめ防止等の取組は、人権を守ることであり、教職員による体罰等はそれと矛盾することとらえて、教職員全員が、人権を尊重する社会づくりに向けて児童生徒の指導にあたる。
- (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組む。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

4 関係機関の取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

5 地域の取組

- (1) いじめは校外においても起きることがあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。

- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

IV いじめへの対処に関する取組

1 石岡市における取組

- (1) 市を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対応の充実を図る。
- (2) 学校と連携し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じる。
- (4) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることができる。
- (5) いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。
- (6) 関係者、関係機関等との連携を図る。

2 学校における取組

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対応の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (4) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (6) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- (7) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (8) 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

V 重大事態への対処

1 石岡市における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、第三者からなる再調査委員会を設置し、速やかに調査を行います。なお、この設置に関し、必要な事項については、別に定める。
- (2) 重大事態発生の場合には、速やかに関係者に対し支援を行う。
- (3) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を市長に報告する。
- (4) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

2 学校における取組

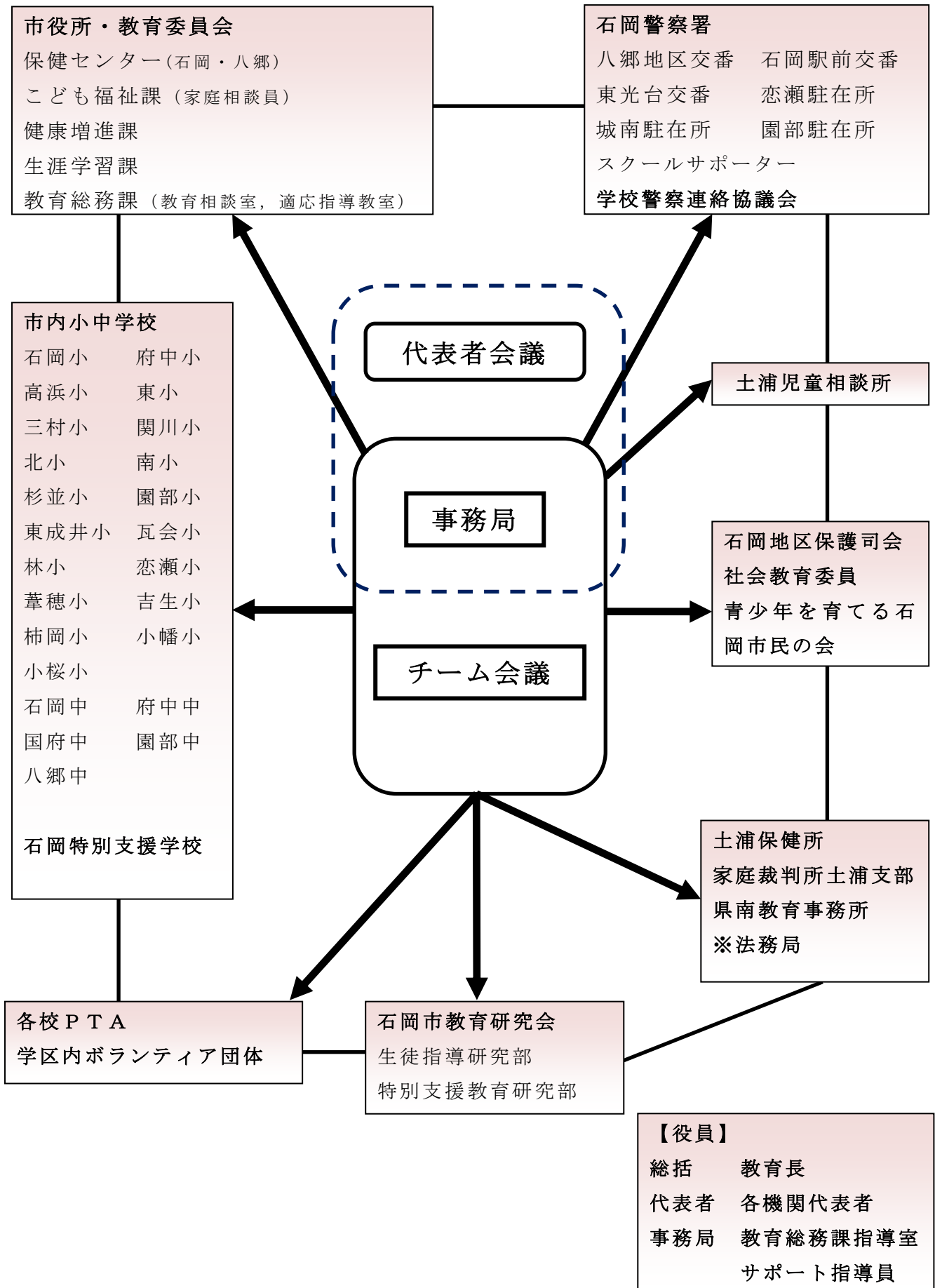
- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、いじめ対策委員会（調査班等）において、速やかに調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長、市議会に報告する。

VI 取組の評価・検証

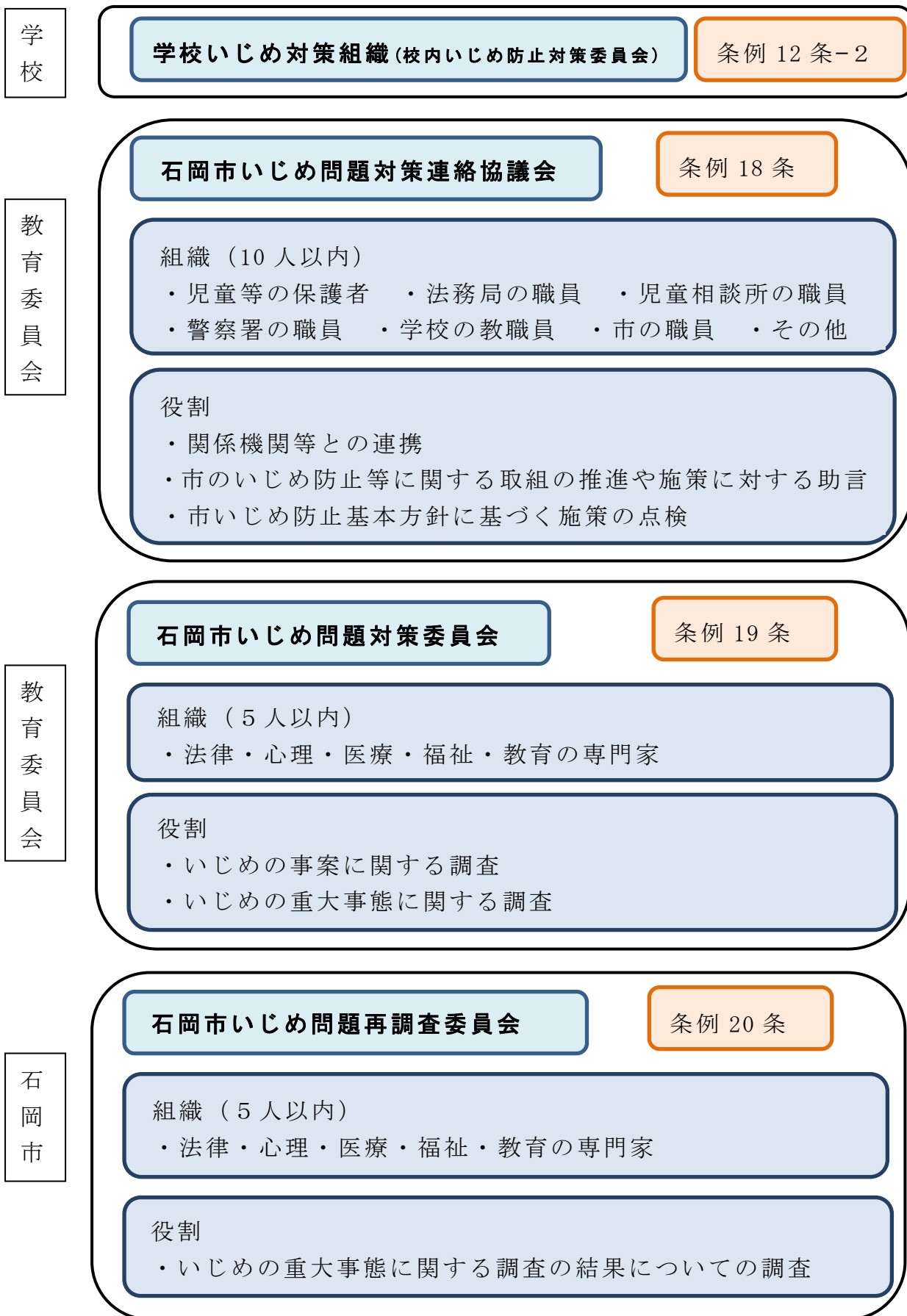
- 1 市は必要に応じて、いじめの防止等に向けた取組の検証を行い、改善に努める。
- 2 学校は、いじめの防止等に向けた取組について教育委員会及び保護者・地域に報告する。

資料1 石岡市いじめ防止等に係る関係機関(学校サポートチーム)組織図

※令和2年4月時点



資料2 組織の設置イメージ



※ 上記イメージ図の 条例〇〇条 は、石岡市いじめ防止対策推進条例

資料3 石岡市いじめ問題対応等フロー図

